

～年齢を重ねても 住み慣れた地域で 暮らし続けるために～

松崎町 高齢者 べんい帳



©松崎町

松 崎 町

認知症とは？

認知症とは、様々な原因で、一度獲得した脳の機能が低下して、日常生活に支障をきたす状態で、通常の加齢による衰えとは違います。

認知症は脳の病気で原因となる脳の病気や障害が出る脳の部分などによってさまざまな種類の症状があります。


●「加齢によるもの忘れ」と「認知症」の違い

この違いはあくまでも目安です。始まりは本人より、家族が気づくことが多いものです。頻度や程度が重なって心配になったり、日常生活に困るようなときは、かかりつけ医や地域包括支援センターへ相談しましょう。


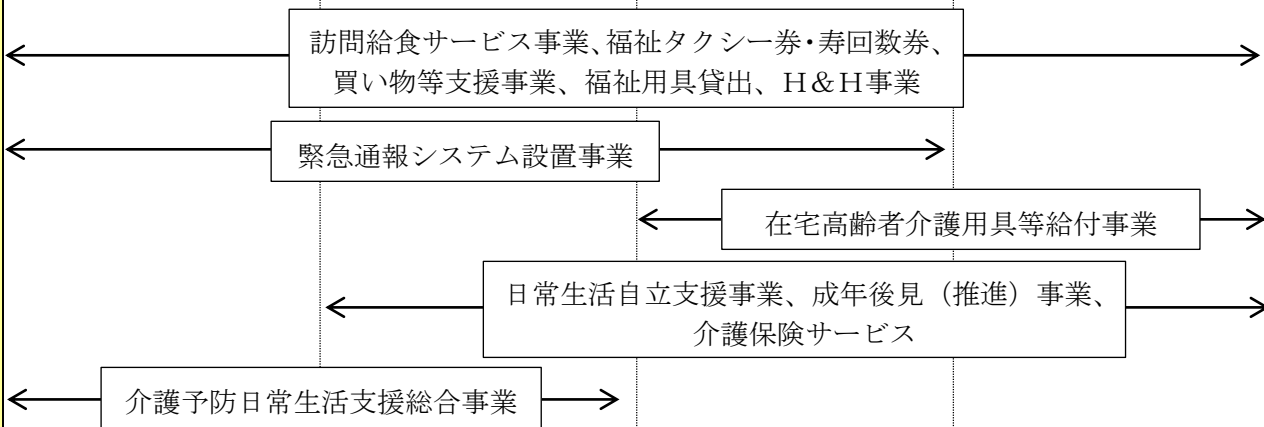
加齢による「もの忘れ」	認知症による「もの忘れ」
<ul style="list-style-type: none"> ●体験の一部を忘れる「何を」食べたか忘れる ●目の前の人の「名前」が思い出せない ●物を置いた場所を「思い出せない」ことがある ●「ヒントがある」と思い出せる 	<ul style="list-style-type: none"> ●体験の全部を忘れる「食べたこと自体」を忘れる ●目の前の人を見て「誰なのか」分からない ●置き忘れ・「紛失が頻繁」になる ●「ヒントがあっても」思い出せない

認知症の症状

脳の細胞が壊れることによって、様々な症状が起こり、それに伴って行動や心の状態に、変化が出てきます。これらの変化に、本人が一番とまどい不安を感じています。初期であれば、服薬等により進行を遅らせることも可能です。

主な症状	行動や心のようす
記憶障害 <ul style="list-style-type: none"> ●新しいことを覚えられない ●覚えていたことをすぐ忘れる 見当識障害 <ul style="list-style-type: none"> ●場所や時間が分からなくなる ●時間・季節感が薄れる ●自分のいる場所や周囲との関係がわからない 理解・判断力の低下 <ul style="list-style-type: none"> ●考えるスピードが遅くなる ●2つ以上のことが重なるとうまく処理できない 実行機能の低下 <ul style="list-style-type: none"> ●計画を立て、段取りをすることができなくなる その他 <ul style="list-style-type: none"> ●その場の状況が読めない 	<p>本人の性格や環境、人間関係などの要因が絡み合っ、精神状態や日常生活における行動上の問題が起きてきます。</p> <p>本人も自分のこのような変化に戸惑い、不安を感じます。</p> <p>環境や本人の状況などにより、不安、焦燥、うつ状態、幻覚、妄想(物盗られ妄想)、徘徊、興奮、暴力、排泄の失敗、不潔行為、睡眠障害などが現れることもあります。</p> <div style="text-align: right;">  <p>©松崎町</p> </div>

●認知症の進行と主な症状の例

時間の経過とともに、症状が重度化していきます 				
認知症の進行	軽度認知障害 (前段階)	軽 度	中 度	重 度
日常生活の困りごと	<p>認知症の疑いがある又は症状があっても日常生活は自立している状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人の自覚はなくても「何となくおかしい」と気づく。 ●家族も「以前とは違う」と感じる。 	<p>見守りがあれば日常生活は自立できる状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新しいことが覚えられない。 ●曜日や時間が分からなくなる。 ●薬を飲んだことを忘れる。 ●料理・片付け・計算等のミスが増える。 ●怒りっぽくなり、イライラしている。 	<p>日常生活に手助けや介護が必要な状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ●慣れた道で迷う。 ●着替えや入浴を嫌がる。 ●言葉や話の内容が理解できない。 ●いつも落ち着かない。 ●暴力的になる。 	<p>常に介護が必要な状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ●古い記憶も失う。 ●家族の顔や人間関係が分からなくなる。 ●トイレの場所が分からない。自分のいる場所や何をしているかが分からなくなる。 ●言葉が分からず、話をしなくなる。
本人や家族へのアドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ●まずは相談しましょう。いつもと違う、何かおかしいと思ったら、早めに地域包括支援センター等に相談しましょう。 ●地域行事やボランティア、介護予防教室等社会参加するよう働きかけましょう。 ●家庭内での役割を持ってもらい、継続できるようにしましょう。 ●本人の不安を和らげるように努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●接し方の基本やコツなどを理解しましょう。 ●家族間で介護サービスについて話し合っておきましょう。 ●介護で困ったことがあったら抱え込まず、早めに担当ケアマネージャーや地域包括支援センター等に相談しましょう。 ●家族だけで支えるのではなく、民生委員や地域の人等見守る人を増やしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービスを上手に利用しましょう。 ●介護負担が増えるため、困ったことがあったら抱え込まず、早めに担当ケアマネージャーや地域包括支援センター等に相談しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活でできないこと（食事・排泄・清潔を保つ等）が増え、合併症を起しやすくなることを理解しておきましょう。 ●しぐさや表情等、言葉以外のコミュニケーションを工夫するよう努めましょう。 ●介護と看護を充実させ、どのような終末期を迎えるか家族間で話し合っておきましょう。
サービス等				

◇認知症について相談したい



認知症に関する相談は、地域包括支援センターでも受付しています。
かかりつけ医がいる場合は、まずはかかりつけ医にご相談ください。
いない場合は、下記を参考にしてください。

名 称		住 所	電話番号
町内の認知症 サポート医	石田医院	松崎町江奈 243-3	0558-42-0078
	中江医院	松崎町松崎 367	0558-42-0025
認知症疾患 医療センター	ふれあい南伊豆ホスピタル	南伊豆町青市 848	(直通)070-3965-4197 (代表)0558-62-1461

○認知症サポート医：県が実施している所定の認知症に関する研修を受けた医師

○認知症疾患医療センター：認知症における鑑別診断や専門医療相談、医療機関等の連携などを行う専門機関で県が指定

その他、認知症初期集中支援チーム（認知症が疑われる人やその家族に対して専門職で構成されたチーム員が訪問し、早期診断・受診に向けた支援を行う）もあります。

◇福祉系サービス

在宅で生活するために、必要に応じて各サービスを利用することができます。

サービス名	内 容	相談先
訪問給食 サービス事業	町内に住所がある 70 歳以上 1 人暮らし及び高齢者のみの世帯に、町内飲食店が 1 日 1 食（夕方）利用者の自宅まで配達。事前に利用申請書を提出し、利用者は食券を購入する。 【利用者負担：1 食 350 円】	健康福祉課 福祉係 (0558-42-3966)
ひとり暮らし 老人緊急通報 システム設置 事業	町内に住所がある 65 歳以上の低所得（所得税非課税）かつ虚弱な一人暮らし高齢者の緊急時の連絡を確保。消防署への通信、ガス漏れや火災報知機能のある機器を設置。毎年 12 月頃民生委員を通じて希望者を募集。 【利用者負担：無料】	健康福祉課 福祉係 (0558-42-3966)
福祉タクシー 利用券・ 寿回数券交付 事業	町内に住所がある 75 歳以上（免許返納者は 70 歳以上、障がい者手帳 1 級又は 2 級など含む）を対象に、タクシー初乗り運賃相当額の利用券を交付。（高齢者 1 冊 5 枚、重度障がい者 2 冊 10 枚） 寿回数券は東海バス事業所にて、1,300 円分を 500 円で購入できる。（回数制限なし） いずれも、有効期限は毎年度 3 月 31 日まで。	タクシー券： 健康福祉課 福祉係 (0558-42-3966) 寿回数券： 東海バス (0558-42-1190)

サービス名	内 容	相談先
買物等支援事業	<p>町内に住所がある 75 歳以上（重度障がい者、65 歳以上免許返納者など含む）を対象に、町内での買い物等の外出を支援する。月水金の週 3 日、1 日あたり 2 回（往復）を限度。事前に申請書を提出し、登録証の交付を受ける。</p> <p>【利用者負担：1 運行 1 回 500 円】</p>	<p>健康福祉課 福祉係 (0558-42-3966)</p>
在宅高齢者介護用具等給付（貸与）事業	<p>町内に住所がある概ね 65 歳以上の在宅要援護高齢者で、要介護 4 又は 5 に認定されている方を対象に、紙おむつ等の購入費用に対し、償還払いによる給付を行う。事前に申請書を提出。世帯の課税状況により自己負担は異なる。紙おむつ 66,000 円、介護用品 34,000 円を給付限度額の上限とし、毎年 3 月頃に更新手続きが必要。</p>	<p>健康福祉課 介護保険係 (0558-42-3966)</p>
福祉用具貸出	<p>町内に住所がある高齢者または障がい者を対象に、在宅で生活しやすいようベッド、車いす、ポータブルトイレ等の福祉用具の貸出を行う。</p> <p>【利用者負担：無料】</p>	<p>社会福祉協議会 (0558-42-2719)</p>
ハート ヘルプ H & H 事業 (有償ボランティア)	<p>町内に住所がある方を対象に、日常生活での簡単な支援を行う。支援の希望の内容を伺って、対応できるボランティアを紹介。(内容により対応できない場合有)</p> <p>【利用者負担:1 単位 10 分 100 円の利用券を事前に購入。利用した時間分を支払う。最大 2 時間まで】</p>	<p>社会福祉協議会 (0558-42-2719)</p>
民生委員・児童委員活動	<p>担当する地域の高齢者や障がい者などの見守りや生活上の困りごとの相談などに応じ、関係機関につなぐ役割などを行う。</p>	<p>健康福祉課 福祉係 (0558-42-3966) 社会福祉協議会 (0558-42-2719)</p>
日常生活自立支援事業	<p>高齢者、精神障がい者等、判断能力が乏しく、日常生活に不安のある方を対象に、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスなど簡易的な支援を行う。</p> <p>【利用者負担：1 回 1,000 円 その他必要経費は実費】</p>	<p>社会福祉協議会 (0558-42-2719)</p>
成年後見（推進）事業	<p>認知症高齢者、精神障がい等、判断能力が乏しく、日常生活に不安のある方を対象に、財産管理や契約などに関する法律的な支援を行う。裁判所で必要と認めた方が対象。本人の判断能力に応じて受けられる援助が異なる。</p> <p>【利用者負担：相談料は無料 その他必要経費は実費】</p>	<p>社会福祉協議会 (0558-42-2719)</p>



◇介護保険サービス

介護認定を受けると、訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活（ショートステイ）などの介護保険サービスが利用できます。介護保険に関する詳細は、健康福祉課介護保険係または地域包括支援センターへお問い合わせください。

また、各居宅支援事業所には、介護保険サービス利用計画書の作成を行うケアマネージャーがいます。そちらでも介護保険サービスの相談に対応しています。

居宅介護支援事業所	住 所	電話番号
エイジレス・ケア・スタッフ	松崎町松崎 65-7	0558-43-1619
しんわ福祉サービス松崎	松崎町江奈 574-3	0558-43-3100
まつぎき居宅介護支援事業所	松崎町宮内 362-1	0558-43-3512
松崎十字の園居宅介護支援事業所	松崎町江奈 157	0558-43-3131

◇健康づくりや検診に関すること・その他相談窓口

内 容	担 当	電話番号
検診（健診）や健康づくり全般に関すること	健康福祉課健康対策室	0558-42-3966
介護予防教室、講師派遣、認知症サポーター養成講座に関すること	地域包括支援センター	
地区サロン、ボランティアなどに関すること	松崎町社会福祉協議会	0558-42-2719

◇24時間無料電話医療健康相談事業 0120-783-130 な や み い ざ ぜ ろ（年中無休）

◇訪問販売や架空請求などの消費生活相談窓口 0558-24-2299

賀茂広域消費生活センター（下田市中 531-1 下田総合庁舎 6 階）（電話受付：平日 9 時～15 時）

◇認知症の悩み相談 ※いずれも祝日及び年末年始は除きます。

認知症コールセンター 0545-64-9042
（電話受付：月・木・土 10 時～15 時）

若年性認知症の相談 054-252-9881
（電話受付：月・水・金 9 時～16 時）

〒410-3696 静岡県賀茂郡松崎町宮内 301-1
松崎町健康福祉課・松崎町地域包括支援センター
0558-42-3966



©松崎町